



山形県公報

令和3年3月2日(火)
第184号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……157
- 地域森林計画の変更の公表……………(森林ノミクス推進課) ……158
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(同) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……159
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………160

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 令和3年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……161
- 令和3年度随時実施技能検定の実施……………(同) ……165

告 示

山形県告示第126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
南陽市川樋土地改良区
- 2 事務所の所在地
南陽市川樋2429
- 3 認可年月日
令和3年2月19日

山形県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西村山郡大江町大字月布字竹ノ袋493-6、587-2、587-10、587-14
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字竹ノ袋587-2・587-14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第129号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 指定した道路の部分の区間 新庄市宮内町2870番2から
同 2924番1まで（上り線に限る。）
新庄市五日町字宮内224番5から
同 元宮内720番2まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和3年3月2日

山形県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
河北町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 河北都市計画下水道事業
- (2) 名称 河北公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）河北流域関連公共下水道）

3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和55年9月12日から令和8年3月31日まで

山形県告示第131号

次の開発行為は、完了した。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年8月19日 指令村総建第191号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字境ノ目2766番、2767番1、2767番2、2767番14、2789番1、2789番3、2766番先、2767番1先、2789番1先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東村山郡山辺町大字山辺2809番地5 みつこしエステート株式会社

山形県告示第132号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	天童北支店	天童市糠塚一丁目1番7号	〃	〃
〃	天童支店	〃 本町一丁目3番18号	〃	〃

を

に、

〃	天童支店	天童市本町一丁目3番18号	〃	〃
---	------	---------------	---	---

を

〃	天童東支店	〃	〃	〃
---	-------	---	---	---

に改める。

〃	天童北支店	〃	〃	〃
〃	天童東支店	〃	〃	〃

附 則

この規程は、令和3年3月8日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月2日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

ゆかた		70円	を
ゆかた		70円	に改める。
交通費	片道5キロメートルまで	往復に要する距離について 1キロメートルにつき50円	
	片道5キロメートルを超える場合	往復に要する距離（片道5 キロメートルまでの往復に 係る距離を除く。）につい て5キロメートルごとに30 円を加算した額	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和3年7月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマザワ清住町店
山形市清住町一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山 利昭
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）6箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
（変更後）5箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
令和3年1月21日

5 届出年月日

令和3年1月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年7月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和3年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
鑄 造	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	円 筒 研 削 盤 作 業
	ホ ブ 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業

放電加工	数値制御彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
	真空成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	真空成形作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業

左	官	左	官	作	業
タ	イ	ル	張	り	作
業					業
暈		製		作	業
防	水	施	工	ウ	レ
				タ	ン
				ゴ	ム
				系	塗
				膜	防
				水	工
				事	作
				業	
				ア	ク
				リ	ル
				ゴ	ム
				系	塗
				膜	防
				水	工
				事	作
				業	
				シ	ー
				リ	ン
				グ	防
				水	工
				事	作
				業	
				改	質
				ア	ス
				フ	ア
				ル	ト
				シ	ー
				ト	常
				温	粘
				着	工
				法	防
				水	工
				事	作
				業	
				F	R
				P	防
				水	工
				事	作
				業	
内	装	仕	上	げ	施
				工	工
				プ	ラ
				ス	チ
				ッ	ク
				系	床
				仕	上
				げ	工
				事	作
				業	
				鋼	製
				下	地
				工	事
				作	業
				ボ	ー
				ド	仕
				上	げ
				工	事
				作	業
				化	粧
				フ	ィ
				ル	ム
				工	事
				作	業
				保	温
				保	冷
				工	事
				作	業
				ビ	ル
				用	サ
				ッ	シ
				施	工
				作	業
				業	
表				壁	装
				装	作
				業	
塗				建	築
				塗	装
				作	業
				金	属
				塗	装
				作	業
				業	
商	品	装	飾	展	示
				作	業
				フ	ラ
				ワ	ー
				装	飾
				作	業

(2) 3級

検	定	職	種	検	定	作	業
園	芸	装	飾	室	内	園	芸
				装	飾	作	業
				造	園	工	事
				作	業		
金	属	熱	処	一	般	熱	処
				理	作	業	

	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	平面研削盤作業
	マシニングセンタ作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
建築大工	大工工事作業
化学分析	化学分析作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(3) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
枠組壁建築	枠組壁工事作業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール工事作業
	加熱ペイントマシンマーカール工事作業
産 業 洗 浄	高 圧 洗 浄 作 業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	令和3年6月7日（月）から同年9月12日（日）までの間に おいて山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が 指定する場所
学 科 試 験	令和3年7月11日（日） 3級 園芸装飾、造園、機械加工、めっき、仕上げ、機械検査、電 子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラ ワー装飾	
	令和3年8月22日（日） 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラス チック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装 3級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	
	令和3年8月29日（日） 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建 設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、 左官、畳製作、内装仕上げ施工、商品装飾展示	
	令和3年9月5日（日） 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研 削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、 表装、フラワー装飾 単一等級 枠組壁建築、路面標示施工	

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和3年4月5日（月）から同月16日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用対策課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和3年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和3年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき（電気めっき作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、建築大工、とび、左官、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業に限る。）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき（電気めっき作業に限る。）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	同 上	同 上

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用対策課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。